



2017年9月1日
第612号
 1部10円(組合員は組合費に含む)
 郵便振替0960-7-117274
 Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
 Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
 発行人 大橋 裕子
 連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

府立高校非常勤講師 未払い賃金問題

これまでの出勤簿は不備
 教育合同の取り組みにより、かわち野高校勤務の非常勤講師に対して労働時間の記録文書が新たに導入されることになりました。文書名は「非常勤講師勤務実績簿(補足)」というものです。これまでの出勤簿(文書名は「勤務実績簿」)は、1時限目から6時限目のマスに押印するものでした。この出勤簿には大きな欠陥があります。1時限目以前の授業準備、休み時間や昼休み、放課後の提出物点検や教材研究、生徒の質問対応などの業務を記録するスペースさえありません。また、授業1時限=50分未満の業務についても同じです。働いたという記録が残せないのですから賃金も支払われていません。労働基準法第

非常勤講師の勤務時間を正確に記録する新たな「出勤簿」の導入

24条違反です。これについては、東大阪労働基準監督署から「労働時間の記載不備は考え方、改善方法を2017年4月21日までに書面で提出するよう」に勧告書をもって指導されています。
 今回府教委が作成した「勤務実績簿(補足)」は、始業時刻と終業時刻を具体的に時分まで記録するもので本人と学校の確認印欄もあります。粘り強い取り組みによって、やっと世間並の合法的な

労働時間記録簿が作成されました。
 まだ残る法令違反、賃金不払い
 しかし問題はまだまだ残っています。一つはこの「勤務実績簿(補足)」はかわち野高校の非常勤講師にしか適用されていないことです。非常勤講師は各府立学校独自に雇用しているのではなく、府教委が雇用しているわけですから労働条件は同じであるべきです。勤務する学校によって

という驚くべき発言を府教委担当者は回答しています。これはブラック企業やブラックバイトに見られる典型的な違法行為です。賃金は労働時間1分単位で生じます。「みなし労働時間」はありません。

今後に向けて

組合の闘いによって、「非常勤講師の報酬は1単位について35時間で頭打ち」という理屈は一昨年度から打ち破られ、もはや都市伝説化しています。今後は前述した2点の問題について、団体交渉や労働基準監督署、労働委員会等も積極的に活用し、府教委が真っ当な雇用主になるまで教育合同は闘いを継続します。

日	曜日	始業時刻	1時限				2時限				終業時刻	本人確認	学校確認	備考	
			1	2	3	4	1	2	3	4					

かわち野高校の非常勤講師勤務実績簿(補足)

不利益が生じることはありません。
 もう一つは、6月に行われた団体交渉で発覚したことです。授業後に生徒からの質問に対応した場合でも50分に満たないものは切り捨てられ

田中浩昭(高校支部)

大阪樟蔭女子大雇止め 中労委も組合員ゆえの不利益取扱いと認定

7月24日、中労委は樟蔭学園事件について命令を交付しました。非常勤講師として18年間働いてきた外国人組合員を雇止めにしたのは、組合員であるが故に行われた不利益な取扱いであるとの認定です。2015年10月府労委の同旨命令を不服とする学園の再審査申立てを棄却したものです。

ました。
 しかし、樟蔭は非常勤の持ちコマ数は大学の都合で決められるとして、現任講師のコマを削減して新規採用を行うなどの攻撃に出てきました。折から入学者が激減する中で、嫌気がさした講師たちが退職し、組合員は1人になりました。すると樟蔭は毎年のようにメイソン組合員のコマ数を削減しました。組合はその都度団交で撤回を求めましたが、樟蔭は誠実な対応を行いませんでした。その結果、府労委・中労委に係争した事件が6件になりました。

業改善に非協力などを雇止めの理由としましたが、府労委・中労委とも雇止めの合理的な理由と認めず、組合員を放逐して組合との関係を断ち切ることが狙いであったと判断しました。

を不当労働行為と認定しながら、1年契約であったから1年分の賃金支払いで救済は事足り、原職復帰は相当でないとの判断を示しました。

懲りない学園は取消訴訟

中労委命令をうけて、組合は団交で解決を求めました。しかし樟蔭は命令を不服として東京地裁に取消訴訟を提起しました。それでも、労使間で争議解決について協議する団交は継続することになりました。

原状回復させること、つまり雇止めがなかった状態に戻るのが労働委に与えられた権限ですから、契約更新は1回限り有効と判断することは越権行為です。

救済は1年分の賃金?

ところで中労委は、雇止め

中労委の救済方法が前例となれば、1契約期間の賃金を支払えば、組合員を解雇できることとなります。解雇金銭解決の先鞭とも言えます。

組合は、中労委の救済方法は労働界への挑戦だと捉え、その取消しを求める考えです。

山下恒生(顧問)

組合員を放逐する狙い

メイソン組合員は1996年度以降大阪樟蔭女子短大で非常勤講師として働いてきました。2005年度になると樟蔭は一方的に労働条件を変更する通知を行ったことから、仲間を集めて組合支部を結成し、団交を通して改悪に歯止めをかけ

憲法を忘れた高裁!? 不当判決! 「君が代」減給取消控訴審判決

8月31日「君が代」不起立減給処分取消控訴審判決が、民事第5部田中敦裁判長により言い渡されました。控訴審では、早稲田大学憲法学者・西原博史さんによる鑑定意見書を提出し、大阪府の「君が代」条例の違憲性を全面的に訴えていました。ところが判決は控訴棄却!まるで憲法を忘れたかのような判決に控訴人として唖然としました。



判決は、その内容もさることながら日本語力を疑わしめるほど酷いものでした。しかし、そんなことは裁判以前にやっていただきたい、と言いたくなります。判決文の3頁が、「添削」に当てられているのですから。

高裁とは、
地裁判決を添削するところなの?

判決文を一読して思ったことは、まるで地裁判決を高裁判官によって「添削」しましたといわんばかりです。これが司法の仕事なのでしょうか。実に50箇所にあつた誤字脱字等の補正をおこなっているのですから。確かに、地裁判

決は、その内容もさることながら日本語力を疑わしめるほど酷いものでした。しかし、そんなことは裁判以前にやっていただきたい、と言いたくなります。判決文の3頁が、「添削」に当てられているのですから。

ははっきりと「わかりました」と返答しました。ところが、判決は、「当審における当事者の補充主張に対する判断」では、ほとんど原審を追認するばかり。新たに控訴審で主張した内容であるにもかかわらずです。しかも約束の「西原意見書」の判断については「にわか採用できない」とだけで、その根拠も書かれていません。これでは高裁の存在意義を自ら否定しているのも同然です。

条例廃止に向けて一即日告!

さて、今年府立高校卒業式においても「君が代」不起立により戒告処分を受けた教員がいます。全国で唯一大阪にだけある「君が代」強制条

例は何としても撤廃させなければなりません。不当判決に即刻上告しました。条例廃止にむけて、今できる闘いに全力を注ぎます。

辻谷博子(高校支部)

当面の日程

- 9月6日(水)18時半~集会(19時10分デモ) 新北町公園 安倍やめろ! 戦争あかん! ロックアクション御堂筋デモ
- 9月8日(金)18時半~ 組合事務所 支部代表者会議 & EWAセミナー(沖繩スタディツアー) 報告会
- 9月17日(日)14時~ エルおおさか南館734 高作正博講演会「安倍の改憲策動と「教育勅語」教育は何をもたらすか?」
- 9月20日(水)10時~ 大阪地裁809号法廷「君が代」不起立戒告処分取消訴訟 証人尋問(午後には組合員の証人尋問)
- 9月23日(土・祝)10時~ エルおおさか南館5階ホール なくそう! 官製ワーキングプア第5回大阪集会
- 10月2日(月)15時~ 府労委 大阪観光大証人尋問(主尋問)

2017全学労連・全学労組 学校労働者全国集会 神戸で開催!



重ねてこられました。どのような共同開催が可能かをこの1年、模索し、今回は1日目の全体集会と夜の交流会を共同開催とし、2日目は別開催としました。来年度からの形については、今回のアンケートから再考したいと思います。

去る8月19日20日の2日間、神戸ポートアイランド・アリソンホテルで2017全学労連・全学労組学校労働者全国集会が開催されました。今年度は、開催地が偶然同じになったので、全学労連との共同開催を試行してみました。参加者は、両組合併せて85名、教育合同からは11名が参加しました。

教育合同からは、「森友・教育勅語・道徳教科書問題」について、増田執行委員が提起し、第1分科会(教育制度・政策)を担当しました。分科会では、増田執行委員から更に詳しい説明が加えられ、道徳・社会の教科書問題、自衛隊と教育現場急接近の問題等を分科会参加者全員(15名)の発言を交えながら、交流しました。最後は、AIM'89(東京)の組合員も編集に加わり、国立大の附属中学や灘、麻布などの有名進学校が採択した「学び舎」の歴史教科書を手にとって、一筋の希望の光を感じながら、散会しました。

高田晴美(副執行委員長)

全学労組は、教育現場が抱える問題を1日目の全体集会で提起、2日目の分科会で掘り下げるといった形式で行なってきました。全学労連は、教育現場での事務職が抱える問題をはじめ、開催地域での地域の問題を講演やオプションツアーを交えながら、考えるといったスタイルの集会を

文化おちこち

(183) ブータンだより その7 (最終回)



学期末、最後の授業を終えみんなで記念写真を撮る。その後、フェアウェルパーティーを開いてくれた。本当に気さくで、しっかり勉強してくれた。良い思い出ができた。Face bookに友達登録のクエストが大量にきた。すでに友達の数が、170人に増え、承認待ちの人が20人程いる。友達の国籍がすでに11か国、南アメリカを除く5大陸に広がり、ブータン人が半分を占める勢いだ。したがって、英語と日本語の書き込みが欠かせない。便宣上、日本人は近い友達、外国人は、友達と区別して、使用する言語を変えている。半年の生活で、知り合いや、友達が増えていく。これこそ単なる観光旅行では、味わえない醍醐味だ。ブータンは、GNH(グロ

ス・ナショナル・ハピネス)の高さを目指しているが、僕には、ごみ(G)、野良犬(N)ハエ(H)の多さしか見えなかった。しかし時間が経つにつれ、そんな一面だけではない人の温かさや、温厚さがわかるようになってきた。それは、仏教と深く関わっていることにも気が付き始めた。仏教に興味はなかったのだが、ブータンの人の温厚な性格、正直さ、欲の少なさは、まぎれもなく、仏教の影響だろう。幸せの国というキャッチフレーズを批判的に見ていた。技術的、科学的、経済的に発達はしていないし、完成度も低い、また時間にルーズで何事も中途半端な人々。でも、その生活の緩さが、心地よい生活リズムとなっていて、過労死もなく、一夫一婦制もないアバウトな社会。来てみなければ解らない社会がある。

ホセ



9月1日は関東大震災が起こった日(第二次世界大戦が始まった日でもある) 小池東京都知事は震災で虐殺された

(日本人が虐殺した)朝鮮人犠牲者追悼式に追悼文を送らないという「日本ファーストの会」から正しく「日本人レイシズムの会」に改称したらどうだろう